

現状変更行為許可申請書

喜多方市長
喜多方市教育委員会

（申請者）住 所
氏 名 印
電話番号

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為をする理由	
現状変更行為の対象及び内容	
工事の着手及び完了の時期	着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
工事施工者の住所・氏名	住 所 氏 名 電話番号
備 考	

添付書類

- 1 位置図
- 2 配置図
- 3 設計図及び設計仕様書
- 4 現状写真
- 5 その他喜多方市教育委員会が必要と認めた書類

様式第2号（第4条関係）

現状変更行為許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

喜多方市長
喜多方市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった現状変更行為については、許可することに決定したので、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第4条第2項の規定により、通知します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為の対象及び内容	
工事の着手及び完了の時期	着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許可の条件	

現状変更行為不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

喜多方市長
喜多方市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった現状変更行為については、次の理由により不許可することに決定したので、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第4条第2項の規定により、通知します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為の対象及び内容	
不許可の理由	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、喜多方市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、喜多方市を被告として（訴訟において喜多方市を代表する者は、喜多方市教育委員会となります。）、提起することができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4号（第4条関係）

現状変更行為許可証	
現状変更行為の場所	
現状変更行為の対象及び内容	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
工事の着手及び完了の時期	着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
現状変更行為の許可を受けた者の住所・氏名	住所 氏名
工事施工者の住所・氏名	住所 氏名 電話番号
備考	
許可者	喜多方市長、喜多方市教育委員会

様式第5号（第5条関係）

現状変更行為変更承認申請書

年 月 日

喜多方市長
喜多方市教育委員会

（申請者）住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付けで許可を受けた現状変更行為について、次のとおり変更したいので、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第5条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり申請します。

現状変更行為の場所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更する内容及び理由	

添付書類

次に掲げる書類のうち変更に係るもの

- 1 位置図
- 2 配置図
- 3 設計図及び設計仕様書
- 4 現状写真
- 5 その他喜多方市教育委員会が必要と認めた書類

様式第6号（第5条関係）

現状変更行為変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

喜多方市長
喜多方市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった変更承認申請については、承認することに決定したので、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第5条第3項の規定により、通知します。

現状変更行為の場所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更する内容	
承認の条件	

現状変更行為変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

喜多方市長
喜多方市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった変更承認申請については、次の理由により不承認することに決定したので、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第5条第3項の規定により、通知します。

現状変更行為の場所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
不承認の理由	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、喜多方市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、喜多方市を被告として（訴訟において喜多方市を代表する者は、喜多方市教育委員会となります。）、提起することができます（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

現状変更行為完了（中止）届出書

喜多方市長
喜多方市教育委員会

（申請者）住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付けで許可のあった現状変更行為を完了・中止したので、喜多方市伝統建造物群保存地区保存条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり届出します。

現状変更の対象及び内容	
現状変更行為の場所	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
完 了 年 月 日 又 は 中 止 年 月 日	年 月 日
現状変更行為を中止したときは、その理由	

添付書類

- 1 当該許可に係る行為を完了し、又は中止した後の写真
- 2 その他喜多方市教育委員会が必要と認めた書類

様式第9号（第6条関係）

検査済証

第 号
年 月 日

様

喜多方市長
喜多方市教育委員会



年 月 日付け第 号にて許可した現状変更行為について、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第6条第2項の規定による検査の結果、許可内容に適合していると認めたので、同条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり証明します。

現状変更の対象及び内容	
現状変更行為の場所	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
完 了 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日 検 査 者 職 氏 名	年 月 日 印

様式第10号（第6条関係）

是正指導書

第 号
年 月 日

様

喜多方市長
喜多方市教育委員会



年 月 日付け第 号にて許可した現状変更行為について、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第6条第2項の規定による検査の結果、许可内容と異なる行為が確認されたので、同条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり指導します。

指 導 事 項	
検 査 年 月 日 検 査 者 職 氏 名	年 月 日 印

様式第11号（第7条関係）

現状変更行為協議申出書

年 月 日

喜多方市長
喜多方市教育委員会

（申請者）住 所
名 称
代表者名
電話番号

㊟

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第7条の規定により、次のとおり申請します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為をする理由	
現状変更行為の対象及び内容	
工事の着手及び完了の時期	着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
工事施工者の住所・氏名	住 所 氏 名 電話番号
備 考	

添付書類

- 1 位置図
- 2 配置図
- 3 設計図及び設計仕様書
- 4 現状写真
- 5 その他喜多方市教育委員会が必要と認めた書類

現状変更行為通知書

第 号
年 月 日

喜多方市長
喜多方市教育委員会

(申請者) 住 所
名 称
代表者名 ⑩
電話番号

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて通知します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為をする理由	
現状変更行為の対象及び内容	
工事の着手及び完了の時期	着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
工事施工者の住所・氏名	住 所 氏 名 電話番号
備 考	

添付書類

- 1 位置図
- 2 配置図
- 3 設計図及び設計仕様書
- 4 現状写真
- 5 その他喜多方市教育委員会が必要と認めた書類

現状変更行為許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

喜多方市長
喜多方市教育委員会



年 月 日付け第 号にて許可した現状変更行為について、次のとおり処分又は必要な処置を執ることを命じるので、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第10条の規定により、通知します。

処分又は必要な処置	
現状変更行為の場所、対象及び内容	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
処分又は必要な処置の期限等年月日	年 月 日
処分又は必要な処置を命じる理由	

（教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、喜多方市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、喜多方市を被告として（訴訟において喜多方市を代表する者は、喜多方市教育委員会となります。）、提起することができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第14号（第11条関係）

伝統的建造物（環境物件）所有者変更届

年 月 日

喜多方市長
喜多方市教育委員会

（申請者）住 所
氏 名 印
電話番号

喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届出します。

保 存 計 画 番 号	
伝統的建造物（環境物件） の種別、員数	種 別 員 数
旧所有者の氏名及び住所	氏 名 住 所
新所有者の氏名及び住所	氏 名 住 所
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	
備 考	

添付書類

- 1 所有移転の事実を証明するに足る書類

様式第15号（第12条関係）

伝統的建造物（環境物件）滅失（毀損・亡失・盗難）届

年 月 日

喜多方市長
喜多方市教育委員会

（申請者）住 所
氏 名 印
電話番号

伝統的建造物（環境物件）が滅失し（毀損し・亡失し・盗難され）たので、喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届出します。

保 存 計 画 番 号	
伝統的建造物（環境物件） の種別、員数	種 別 員 数
滅 失 等 の 場 所	
滅失等の生じた日時	年 月 日 時 分 頃
滅失等の状況及び 発見後の処置	
備 考	

添付書類

- 1 滅失等の状況を示す写真
- 2 その他喜多方市教育委員会が必要と認める書類